

# アジア経済法令ニュース No.13-24

添付法令資料 1：韓国製造物責任法

添付法令資料 2：ロシア株式会社法の最近の改正に関連する条項リスト

添付法令資料 3：税関に関する 2008 年 5 月 20 日付モンゴル国法律（目次）

添付法令資料 4：司法行政機関に関する 2012 年 5 月 22 日付モンゴル国法律  
（目次）

添付法令資料 5：銀行及び銀行活動に関するウクライナ法律（目次）

添付法令資料 6：南アフリカ Financial Markets Act（目次）

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2013 年 6 月 14 日（金）

## 第 1 日本国 主要新法令及び改正法令

- 1 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境省令第 15 号）  
13.06.10 公布／13.07.01 施行
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 16 号）  
13.06.10 公布／同日施行
- 3 ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 198 号）  
13.06.11 公布
- 4 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 199 号）  
13.06.11 公布
- 5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書の改正等に関する件（外務省告示第 200 号）  
13.06.12 公布／13.06.12 発効
- 6 1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約へのサウジアラビア王国の加入に関する件（外務省告示第 201 号）  
13.06.12 公布／13.08.03 発効
- 7 タケク上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 202 号）  
13.06.12 公布
- 8 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 203 号）  
13.06.12 公布
- 9 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（第 34 号）  
13.06.12 公布／公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 10 水防法及び河川法の一部を改正する法律（第 35 号）  
13.06.12 公布／公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部を除く。
- 11 電波法の一部を改正する法律（第 36 号）  
13.06.12 公布／同日施行
- 12 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（第 37 号）  
13.06.12 公布／公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部を除く。
- 13 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（第 39 号）  
13.06.12 公布／公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部を除く。
- 14 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（法律第 41 号）  
13.06.12 公布／13.10.01 施行（ただし、一部は 13.06.15 から施行する。）
- 15 地方税法施行令の一部を改正する政令（第 173 号）  
13.06.12 公布／16.01.01 施行（ただし、一部を除く。）
- 16 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（第 174 号）  
13.06.12 公布／13.10.01 施行
- 17 電波法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第 65 号）  
13.06.12 公布／同日施行
- 18 地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第 66 号）  
13.06.12 公布／16.01.01 施行（ただし、一部を除く。）
- 19 種苗法第 13 条第 1 項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産省告示第 1934 号）  
13.06.12 公布
- 20 平成 25 年度自動車等安全性能評価実施要領（国土交通省告示第 624 号）  
13.06.12 公布／同日施行
- 21 電波法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第 67 号）  
13.06.13 公布／同日施行
- 22 円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 206 号）  
13.06.14 公布／13.05.29 発効
- 23 円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 207 号）  
13.06.14 公布／13.05.30 発効
- 24 道路交通法の一部を改正する法律（第 43 号）  
13.06.14 公布／公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部を除く。
- 25 道路交通法施行令の一部を改正する政令（第 179 号）  
13.06.14 公布／同日施行
- 26 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（第 182 号）  
13.06.14 公布

## 第2-1 中国 主要新法令及び改正法令

- 1 「保険法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈（2）  
（最高人民法院关于适用《中华人民共和国保险法》若干问题的解释（二））  
13.05.31 公布 法积[2013]14号／13.06.08 施行

## 第2-2 中国会計・税務法令

- 1 電力網企業の電力網新規建設プロジェクトが所得税優遇政策を享受することに係る問題に関する公告  
（关于电网企业电网新建项目享受所得税优惠政策问题的公告）  
13.05.24 発布 国家税務総局公告 2013 年第 26 号／13.01.01 施行
- 2 石油・ガス田企業の炭層ガス・シェールガス開発に係る増値税に係る問題に関する公告  
（关于油气田企业开发煤层气 页岩气增值税有关问题的公告）  
13.05.30 発布 国家税務総局公告 2013 年第 27 号／13.07.01 施行
- 3 会計士事務所業務執行品質検査業務清廉行政規定（改正）  
（会计师事务所执业质量检查工作廉政规定（修订））  
13.06.06 発布 中国登録会計士協会 会協[2013]42号／同日施行

## 第2-3 中国金融（Banking, Securities & Insurance）法令

- 1 外資保険会社管理条例（改正）  
（外资保险公司管理条例）  
13.05.30 公布 国务院令 第 636 号／13.08.01 施行
- 2 保険機構証券投資基金販売管理暫定施行規定  
（保险机构销售证券投资基金管理暂行规定）  
13.06.03 発布 証監会公告[2013]25号／同日施行
- 3 人身保険の後遺障害程度及び保険金給付比率に係る事項に関する通知  
（关于人身保险伤残程度与保险金给付比例有关事项的通知）  
13.06.04 発布 保監発[2013]46号／同日施行
- 4 開放式証券投資基金販売費用管理規定（改正）  
（开放式证券投资基金销售费用管理规定）  
13.06.06 発布 証監会公告[2013]26号／13.08.01 施行
- 5 支払機構顧客支払準備金預入管理弁法  
（支付机构客户备付金存管办法）  
13.06.07 発布 中国人民銀行公告[2013]第 6 号／同日施行

## 第3 ロシア

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第4 ベトナム

- 1 ベトナム会計監査標準システムの公布に係る財政省の 2012 年 12 月 6 日付 214/2012/TT-BTC 号通知  
14.01.01 施行
- 2 天然資源の統合管理の調整並びに海及び島の環境保護に係る規定を發布する政府首相の 2013 年 4 月 26 日付第 23/2013/QĐ-TTg 号決定  
13.06.15 施行
- 3 **ベトナムにおける外国投資企業の物品販売活動及び物品販売に直接関連する活動に関する細則を規定する工商省の 2013 年 4 月 22 日付第 08/2013/TT- BCT 号通知**  
13.06.07 施行
- 4 2020 年までの新しい国家技術に対するプログラムの管理を指導する科学技術省の 2013 年 3 月 15 日付第 09/2013/TT-BKHHCN 号通知  
署名の日 (13.03.15) から 45 日後に施行
- 5 国際条約「1951 年 10 月 31 日にハーグにおいて採択され、及び 2007 年 1 月 1 日にハーグにおいて修正された国際私法に関するハーグ会議規程」の発効に関する外交省の 2013 年 4 月 23 日付 24/2013/TB-LPQT 号通知  
13.04.10 ベトナムに対して発効
- 6 建設機械（施工サービス及び骨材加工機械群）のオペレーション並びに固体廃棄物処理工場及び民用発電所のオペレーションの各技術に対する国家技術技能標準の公布に係る建設省の 2013 年 4 月 24 日付 05/2013/TT-BXD 号通知  
署名の日 (13.04.24) から 45 日後に施行

## 第5 韓国

- 1 外国人投資促進法施行規則一部改正令  
13.06.10 公布 産業通商資源部令第 9 号/同日施行（ただし、一部を除く。）
- 2 外国人勤労者就業教育機関指定及び運営に関する規程  
13.06.10 公布 雇用労働部告示第 2013-26 号/13.07.01 施行
- 3 積替貨物処理手続に関する特例告示全部改正  
13.06.10 公布 関税庁告示第 2013-48 号/同日施行
- 4 持続可能交通物流発展法一部改正法律（案）立法予告  
13.06.10 公布 国土交通部公告第 2013-288 号
- 5 国税基本法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24573 号/13.07.01 施行（ただし、一部を除く。）
- 6 所得税法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24574 号/同日施行（ただし、一部を除く。）
- 7 法人税法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24575 号/同日施行
- 8 相続税及び贈与税法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24576 号/同日施行
- 9 酒税法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24577 号/同日施行（ただし、一部を除く。）

- 10 外国人投資促進法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24585 号/同日施行 (ただし、一部を除く。)
- 11 中小企業技術革新促進法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24586 号/13.06.12 施行
- 12 国民健康保険法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24588 号/13.07.01 施行
- 13 医療給与法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24589 号/13.07.01 施行
- 14 雇用政策基本法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24590 号/13.06.19 施行
- 15 国家空間情報に関する法律施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24592 号/13.06.19 施行 (ただし、一部を除く。)
- 16 国土の計画及び利用に関する法律施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24593 号/同日施行
- 17 都市鉄道法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24594 号/同日施行
- 18 東・西・南海岸及び内陸圏発展特別法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24595 号/同日施行
- 19 貨物自動車運輸事業法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24597 号/同日施行
- 20 貸付業等の登録及び金融利用者保護に関する法律施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24599 号/13.06.12 施行
- 21 信用協同組合法施行令一部改正令  
13.06.11 公布 大統領令第 24600 号/13.06.12 施行
- 22 雇用政策基本法施行規則一部改正令  
13.06.11 公布 雇用労働部令第 83 号/13.06.19 施行
- 23 高層建築物の火災安全基準制定  
13.06.11 公布 消防防災庁告示第 2013-21 号/公布後 1 か月が経過した日から施行
- 24 農業機械化促進法一部改正法律  
13.06.12 公布 法律第 11876 号/公布後 6 か月が経過した日から施行
- 25 医療給与法一部改正法律  
13.06.12 公布 法律第 11878 号/同日施行 (ただし、一部を除く。)
- 26 建設廃棄物の再活用促進に関する法律一部改正法律  
13.06.12 公布 法律第 11879 号/公布後 1 年が経過した日から施行 (ただし、一部を除く。)
- 27 大衆利用施設等の室内空気質管理法一部改正法律  
13.06.12 公布 法律第 11881 号/14.03.23 施行
- 28 産業安全保健法一部改正法律  
13.06.12 公布 法律第 11882 号/公布後 9 か月が経過した日から施行 (ただし、一部を除く。)
- 29 「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律事務処理に関する告示」一部改正  
13.06.13 公布 関税庁告示第 2013-50 号/同日施行
- 30 所得税法施行令一部改正令 (案) 立法予告

- 13.06.13 公布 企画財政部公告第 2013-103 号
- 31 証券取引税法施行令一部改正令（案）立法予告  
13.06.13 公布 企画財政部公告第 2013-104 号
- 32 大韓民国とシンガポール共和国間の所得に対する租税の二重課税回避及び脱税防止のための協約の改正に関する議定書  
13.06.14 公布 条約第 2138 号／13.06.28 発効
- 33 韓国産業標準制定  
13.06.14 公布 技術標準院告示第 2013-195 号／同日施行
- 34 電気用品安全管理運用要領改正  
13.06.14 公布 技術標準院告示第 2013-196／13.07.01 施行

## 第 6 台湾

- 1 就業サービス法施行細則（修正）  
13.06.07 発布 行政院劳工委員会 勞職業字第 1020501288 号
- 2 税関保税工場管理弁法（修正）  
13.06.10 発布 財政部 台財関字第 1021012351 号
- 3 特許法条文修正  
13.06.11 公布 総統府 華總一義字第 10200112901 号／公布日から施行
- 4 中華民国刑法条文修正  
13.06.11 公布 総統府 華總一義字第 102001116111 号／公布日から施行

## 第 7 香港特別行政区

掲載すべき法令は、ありません。

## 第 8 シンガポール

- 1 Currency (Denominations and Characteristics of Coins) (No.2) Notification 2013  
First published on 11th June 2013; No.S347/2013
- 2 Endangered Species (Import and Export) Act (Amendment of Schedule) Notification 2013  
First published on 11th June 2013 and came into operation on 12th June 2013; No.S349/2013

## 第 9 タイ

- 1 仏暦 2556 年（西暦 2013 年）車両法（第 16 版）  
13.06.08 施行

## 第 10 インドネシア

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第11 フィリピン

### 1 Department of Transportation and Communications

Department Order No.2012-10

Subject: Revised Rules and Regulations on the Authorization and Monitoring of Motor Vehicle Private Emission Testing Centers (PETCs), PETC IT Providers and Motor Vehicle Emission Control Technicians and Rules of Procedure Governing Appealed Cases before the DOTC Secretary from Decisions or Resolutions of the LTO Assistant Secretary

官報及び2つの全国流通新聞に公布された日から15日後に施行

## 第12 インド

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第13 モンゴル

- 1 政府の特定基金に関する2006年6月29日付モンゴル国法律  
2013年5月24日一部改正

## 第14 カザフスタン

- 1 カザフスタン共和国の自動車用道路の維持管理及び修理への資金供与の基準指数の承認に関する2003年4月30日付No.423カザフスタン共和国政府決定への変更の導入に関するカザフスタン共和国政府決定  
2013年2月26日付No.183/公布の日から10日後に施行
- 2 鉄道運送の機械的利用規則の承認に関するカザフスタン共和国政府決定  
2013年2月5日付No.87/公布の日から10日後に施行
- 3 個人事業主の国家登記に係る証明書の様式の承認に関する2008年12月31日付No.1325カザフスタン共和国政府決定への変更の導入に関するカザフスタン共和国政府決定  
2013年4月26日付No.402/公布の日から施行
- 4 税務に係る申請書の様式の承認に関する2011年11月29日付No.1390カザフスタン共和国政府決定への変更の導入に関するカザフスタン共和国政府決定  
2013年5月8日付No.456/公布の日から施行
- 5 外部国家財務管理の実行規則の承認に関する国家予算の執行に対する管理に係る会計計算委員会議長の規範的決定  
2013年4月16日付No.3-NP/公布の日から10日後に施行

## 第15 ウズベキスタン

- 1 建設業における認可的性質を有する文書の発行に係る手続の実行期間及び費用の決定に際しての区別的な取扱手続に係る規程の承認に関するウズベキスタン共和国内閣決定  
2013年5月30日付 No.150/同年6月10日施行
- 2 土地区画の選定に係る資料の権限を有する組織との合意手続の実行並びに建設業における認可的文書の発行に際しての情報通信技術の導入に係る措置に関するウズベキスタン共和国内閣決定  
2013年6月4日付 No.154/同月10日施行
- 3 2013年ないし2018年の期間における石炭工業企業の近代化、新型機械及び技術の配備並びにその均衡的発展プログラムの承認に関するウズベキスタン共和国内閣決定  
2013年6月6日付 No.161/同月10日施行
- 4 ウズベキスタン共和国における非現金決済に関する規程の承認に関するウズベキスタン共和国中央銀行理事会決定  
2013年4月26日付 No.9/1 同年6月3日法務省登録 No.2465/同月10日施行
- 5 会計記帳における文書及び文書フローに関する規程への変更及び追加の導入に関するウズベキスタン共和国財務相命令  
2013年5月29日付 No.53 同年6月7日法務省登録 No.1297-1/同月10日施行

## 第16 トルコ

- 1 トルコ共和国とモーリシャス共和国との間の自由貿易協定の範囲内の貿易における物品の特恵原産地の認定に関する関税及び貿易省の規則  
2013年6月9日官報 No.28672/同月1日から発効とし、公布の日から施行
- 2 添付された「トルコ共和国中央銀行株式会社の基本定款における変更の実施に係る決定」の施行に関する内閣の決定  
2013年5月6日付決定 No.2013/4774 同年6月6日官報 No.28669/同日施行
- 3 投資家賠償センターに関する資本市場委員会の規則  
2013年6月6日官報 No.28669/同日施行
- 4 関税一般通知における変更の実施に関する関税及び貿易省の通知（シリーズ No.105）  
2013年6月6日官報 No.28669/同日施行
- 5 財務諸表に係る通知における変更の実施に関する関税及び貿易省並びに財務省の通知  
2013年6月6日官報 No.28669/公布の日から施行。ただし、一部を除く。
- 6 国家会計基準 10（DMS 10）「超インフレ経済下における財務報告」に関する国家会計基準理事会の決定  
2013年6月6日官報 No.28669/財務省及び関係省庁による適用に関連する調整の実施に基づき、公布の日から施行
- 7 国家会計基準 20（DMS 20）「利害関係人の開示」に関する国家会計基準理事会の決定



2013年6月6日官報 No.28669／財務省及び関係省庁による適用に関連する調整の実施に基づき、公布の日から施行

## 第17 ウクライナ

- 1 2011年5月17日付 No.6 ウクライナ最高経済裁判所総会決定「土地関係から生ずる紛争に係る事件の審理に係るいくつかの実務的問題について」への変更及び追加の導入に関する同総会決定  
13.05.29付 No.8
- 2 国家所有及び地方自治体所有の土地区画の境界確定に関連した当該土地区画に対する権利の国家登記手続の改善に関してのいくつかのウクライナ法律への変更の導入に関するウクライナ法律  
13.05.14付 No.233－VII／公布の日から施行

## 第18 ポーランド

- 1 乗物（vehicle）運転に関する法律の変更に関する 2013年5月10日付法律  
13.06.07 公布 No.657／公布の日から 30 日の期間後施行
- 2 農業税に関する法律の変更に関する 2013年5月10日付法律  
13.06.07 公布 No.660／13.10.01 施行
- 3 法律「普通裁判所制度に関する法」の変更に関する 2013年5月10日付法律  
13.06.07 公布 No.662／公布の日から 30 日の期間後施行
- 4 電子通信手段を用いて提出可能な申告の種類に関する 2013年6月5日付財務相の命令  
13.06.10 公布 No.669／公布の日の翌日から施行
- 5 経済事業活動の自由に関する法律の単一テキストの公布に関する 2013年4月24日付国会下院議長の公告  
13.06.11 公布 No.672
- 6 開放型投資ファンド及び特殊な開放型投資ファンドの目論見書並びに当該ファンドのリスクに対する利益指標の計算に関する 2013年5月22日付財務相の命令  
13.06.12 公布 No.673／公布の日から 14 日の期間後に施行
- 7 雇用の促進及び労働市場機構に関する法律の単一テキストの公布に関する国会下院議長の 2013年3月26日付公告  
13.06.13 公布 No.674
- 8 法律「労働法典」及びいくつかのその他の法律の変更に関する 2013年5月28日付法律  
13.06.13 公布 No.675／13.06.17 施行。ただし、一部を除く。

## 第19 チェコ

掲載すべき法令は、ありません。

## 第20 南アフリカ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第21 メキシコ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第22 添付法令資料

- 1 韓国製造物責任法
- 2 ロシア株式会社法の最近の改正に関連する条項リスト
- 3 税関に関する2008年5月20日付モンゴル国法律（目次）
- 4 司法行政機関に関する2012年5月22日付モンゴル国法律（目次）
- 5 銀行及び銀行活動に関するウクライナ法律（目次）
- 6 南アフリカ Financial Markets Act（目次）

### 【アジア経済法令ニュース編集メンバー】

糸賀 了 弁護士 最高顧問パートナー

瓜生 健太郎 弁護士 マネージングパートナー

設楽 公晴 弁護士：マレーシア・インドネシア・モンゴル法令担当

萩野 敦司 弁護士：韓国・越南・タイ・ミャンマー・ラオス・カンボジア法令担当

宍戸 一樹 弁護士：インドネシア・マレーシア・台湾・韓国・ロシア法令担当  
兼ラテン - アメリカデスク主任

穴田 功 弁護士 日本国及びニューヨーク州：タイ・香港・シンガポール・  
インド・南アフリカ法令担当

谷本 規 弁護士：香港・越南・フィリピン法令担当

須永 了 弁護士：インドネシア・マレーシア・タイ法令担当

広瀬 元康 弁護士 日本国及びフランス国：インド・バングラデシュ法令担当  
兼ヨーロッパ・アフリカ・中東デスク主任

谷添 学 弁護士：インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・  
南アフリカ法令担当

森 啓太 弁護士：租税・独占禁止・知的財産・シンガポール・韓国法令担当

志賀 正帥 弁護士：金融（Banking, Securities & Insurance）・台湾・香港・  
越南法令担当

山田 重嗣 公認会計士・税理士：財務・会計・税務法令担当

穂積 比呂子 税理士：租税法担当

伏原 宏太 シニアコンサルタント：越南法令担当

山本 志織 パラリーガル：インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・  
南アフリカ法令担当

ヤラシェフ ノディルベック 外国法研究員

：ウズベキスタン・カザフスタン・トルコ・ロシア法令担当

商 蓄 外国法研究員（中国律師）：韓国法令担当

関連ベトナム法人

URYU & ITOGA ADVISORY SERVICE VIETNAM CO., LTD

提携先中国律師事務所

北京市堅石律師事務所 律師：柳 錦実：韓国法令担当

上海堅海律師事務所

（追記）

- 1 中国の主要法令の日本語訳文は、アジア経済法令速報（年 24 回発行）を通じて有償にて提供しております。

## 添付法令資料 1 :

### 韓国製造物責任法

2013 年 5 月 22 日一部改正法律公布 法律第 11813 号 同日施行

製造物責任法の一部を次のとおり改正する。

題名「製造物責任法（漢字表記）」を「製造物責任法（제조사 책임법）」とする。

第 1 条から第 8 条までをそれぞれ次のとおりとする。

#### 第 1 条 目的

この法は、製造物の欠陥により発生した損害に対する製造業者等の損害賠償責任を規定することにより、被害者保護を図り、国民生活の安全向上及び国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

#### 第 2 条 定義

この法において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「製造物」とは、製造され、又は加工された動産（他の動産又は不動産の一部を構成する場合を含む。）をいう。
- (2) 「欠陥」とは、当該製造物に次の各目のいずれかの一つに該当する製造上、設計上又は表示上の欠陥があり、又はその他の通常期待することができる安全性が欠如していることをいう。
  - (イ) 「製造上の欠陥」とは、製造業者が製造物に対して製造上・加工上の注意義務を履行したか否かにかかわらず、製造物が元来意図する設計と異なるように製造・加工されることにより安全でなくなった場合をいう。
  - (ロ) 「設計上の欠陥」とは、製造業者が合理的な代替設計を採用したならば被害又は危険を減少させ、又は避けることができたにもかかわらず、代替設計を採用せず、当該製造物が安全でなくなった場合をいう。
  - (ハ) 「表示上の欠陥」とは、製造業者が合理的な説明、指示、警告又はその他の表示をしたならば当該製造物によって発生しうる被害又は危険を減少させ、又は避けることができたにもかかわらず、これをしなかった場合をいう。
- (3) 「製造業者」とは、次の各目の者をいう。
  - (イ) 製造物の製造、加工又は輸入を業とする者
  - (ロ) 製造物に姓名、商号、商標又はその他の識別可能な記号等を使用して自身を（イ）目の者と表示した者又は（イ）目の者と誤認させる表示をした者

#### 第 3 条 製造物責任

- 1 製造業者は、製造物の欠陥によって生命、身体又は財産に損害（その製造物に対してのみ発生した損害を除く。）を被る者に、その損害を賠償しなければならない。
- 2 製造物の製造業者を知ることができない場合において、その製造物を営利目的で販売、貸与等の方法により供給した者は、製造物の製造業者又は製造物を自

身に供給した者を知り、又は知り得たにもかかわらず相当な期間内にその製造業者又は供給した者を被害者又はその法定代理人に告知しなかったときは、第1項に所定の損害を賠償しなければならない。

#### 第4条 免責事由

- 1 第3条所定の損害賠償責任を負う者が次の各号のいずれかの一つに該当する事実を立証した場合には、この法に所定の損害賠償責任を免ずる。
  - (1) 製造業者が当該製造物を供給しなかったという事実
  - (2) 製造業者が該当製造物を供給した当時の科学・技術水準によっては欠陥の存在を発見することができなかったという事実
  - (3) 製造物の欠陥が製造業者が該当製造物を供給した当時の法令において定める基準を遵守することにより発生したという事実
  - (4) 原材料又は部品の場合には、その原材料又は部品を使用した製造物製造業者の設計又は製作に関する指示によって欠陥が発生したという事実
- 2 第3条所定の損害賠償責任を負う者が製造物を供給した後に、その製造物に欠陥が存在したという事実を知り、又は知り得たにもかかわらず、その欠陥による損害の発生を防止するために適切な措置を講じなかった場合には、第1項第(2)号から第(4)号までの規定所定の免責を主張することができない。

#### 第5条 連帯責任

同一の損害に対して賠償する責任のある者が2人以上である場合には、連帯してその損害を賠償する責任がある。

#### 第6条 免責特約の制限

この法所定の損害賠償責任を排除し、又は制限する特約は、無効とする。ただし、自身の営業に利用するために、製造物を供給される者が自身の営業用財産に発生した損害に関して、そのような特約を締結した場合には、この限りではない。

#### 第7条 消滅時効等

- 1 この法所定の損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が次の各号の事項をすべて知った日から3年間行使しなければ、時効の完成により消滅する。
  - (1) 損害
  - (2) 第3条所定の損害賠償責任を負う者
- 2 この法所定の損害賠償の請求権は、製造業者が損害を発生させた製造物を供給した日から10年以内に行使しなければならない。ただし、身体に累積して人の健康を害する物質によって発生した損害又は一定な潜伏期間が経過した後に、症状が現われる損害に対しては、その損害が発生した日から起算する。

#### 第8条 「民法」の適用

製造物の欠陥による損害賠償責任に関して、この法に規定されたものを除き、「民法」に従う。

#### 付則

この法は、公布した日から施行する。

添付法令資料 2 :

ロシア株式会社法の最近の改正に関連する条項リスト

- 第 1 2012 年 12 月 29 日付連邦法律 No.282-FZ 第 2 条による改正に関連する条項
  - 1 第 9 条第 5 項第 1 段落第 2 文
  - 2 第 28 条第 4 項
  - 3 第 32 条第 3 項第 1 段落第 2 文及び第 4 項
  - 4 第 33 条第 3 項
  - 5 第 36 条第 1 項第 2 段落
  - 6 第 38 条第 1 項
  - 7 第 41 条第 1 項第 2 段落及び第 2 項第 2 段落
  - 8 第 42 条第 3 項ないし第 9 項
  - 9 第 43 条第 5 項
  - 10 第 48 条第 1 項第 19<sup>1</sup>号及び第 19<sup>2</sup>号
  - 11 第 49 条第 4 項及び第 4<sup>1</sup>項
  - 12 第 52 条第 1 項第 3 段落及び第 4 項
  - 13 第 57 条第 2 項
  - 14 第 65 条第 1 項第 6 号、第 7 号及び第 17<sup>2</sup>号
  - 15 第 75 条第 1 項及び第 3 項
  - 16 第 77 条第 1 項第 1 段落
- 第 2 2013 年 4 月 5 日付連邦法律 No.48-FZ による改正に関連する条項
  - 17 第 41 条第 2 項

添付法令資料 3 :

税関に関する 2008 年 5 月 20 日付モンゴル国法律 (目次)

2008 年 7 月 1 日施行 2010 年最終改正

第 1 部 総則

- 第 1 章 通則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 物品及び運送手段を税関国境を通過させるのにおいてよるべき原則 (第 6 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 税関法令の分野における通知又は指示 (第 10 条ないし第 12 条)
- 第 4 章 税関統計 (第 13 条ないし第 15 条)
- 第 5 章 税関又は職員の決定に対する不服の申立て (第 16 条ないし第 23 条)

第 2 部 通関

- 第 6 章 通関の実施
  - 第 1 節 通則 (第 24 条ないし第 30 条)
  - 第 2 節 物品及び運送手段の税関国境への入国 (第 31 条ないし第 37 条)
  - 第 3 節 運送人 (第 38 条)
  - 第 4 節 物品の暫定的保管 (第 39 条ないし第 50 条)
  - 第 5 節 物品及び運送手段の税関国境からの出国 (第 51 条ないし第 54 条)
  - 第 6 節 物品の申告 (第 55 条ないし第 65 条)
  - 第 7 節 通関仲立人 (第 66 条ないし第 70 条)
  - 第 8 節 税関に申告した物品の取得 (第 71 条及び第 72 条)

第 3 部 通関レジーム (regime)

- 第 7 章 通関レジーム
  - 第 1 節 通則 (第 73 条ないし第 77 条)
  - 第 2 節 通関レジーム (第 78 条及び第 79 条)
- 第 8 章 物品の税関領域への輸入レジーム
  - 第 1 節 通則 (第 80 条及び第 81 条)
  - 第 2 節 物品を国内消費に供するために輸入するレジーム (第 82 条ないし第 84 条)
  - 第 3 節 物品を国内消費に供するために加工するレジーム (第 85 条ないし第 92 条)
  - 第 4 節 物品を税関領域へ暫定期間に従い輸入するレジーム (第 93 条ないし第 98 条)
  - 第 5 節 物品を税関領域において加工するレジーム (第 99 条ないし第 107 条)
  - 第 6 節 物品を税関領域に返還するために輸入するレジーム (第 108 条ないし第 112 条)
- 第 9 章 物品を国外へ輸出するレジーム

- 第 1 節 物品を国外へ輸出するレジームの通則（第 113 条及び第 114 条）
- 第 2 節 物品を国外へ完全に輸出するレジーム（第 115 条ないし第 118 条）
- 第 3 節 物品を国外へ暫定期間に従い輸出するレジーム（第 119 条ないし第 124 条）
- 第 4 節 物品を国外において加工するレジーム（第 125 条ないし第 131 条）
- 第 5 節 物品を国外に返還するために輸出するレジーム（第 132 条ないし第 136 条）
- 第 10 章 保税場所のレジーム
  - 第 1 節 保税場所のレジームの通則（第 137 条ないし第 140 条）
  - 第 2 節 保税倉庫のレジーム（第 141 条ないし第 148 条）
  - 第 3 節 保税加工場のレジーム（第 149 条ないし第 155 条）
  - 第 4 節 保税展示会場のレジーム（第 156 条ないし第 162 条）
  - 第 5 節 保税施設のレジーム（第 163 条ないし第 168 条）
  - 第 6 節 免税物品商店のレジーム（第 169 条ないし第 173 条）
  - 第 7 節 関税特別場所のレジーム（第 174 条ないし第 179 条）
- 第 11 章 物品を運送して通過させ、移転して積み込み、引き受けて取得するのを拒絶し、又は消滅させるレジーム
  - 第 1 節 物品を国相互間において運送して通過させるレジーム（第 180 条ないし第 187 条）
  - 第 2 節 物品の国内における運送・通過（第 188 条ないし第 196 条）
  - 第 3 節 物品を移転して積み込むレジーム（第 197 条ないし第 201 条）
  - 第 4 節 物品を引き受けて取得するのを拒絶するレジーム（第 202 条ないし第 207 条）
  - 第 5 節 物品を消滅させるレジーム（第 208 条ないし第 214 条）
- 第 12 章 特殊レジーム
  - 第 1 節 国相互間の運送サービスに係る物品を通過させるレジーム（第 215 条ないし第 219 条）
  - 第 2 節 外交代表部又はそれと同様な他の機構の物品の税関国境の通過（第 220 条及び第 221 条）
  - 第 3 節 国相互間の郵便物の税関国境の通過（第 222 条ないし第 224 条）
  - 第 4 節 旅行者の個人用物品の税関国境の通過（第 225 条ないし第 230 条）
  - 第 5 節 自由地区のレジーム（第 231 条）
- 第 4 部 税関の監督
  - 第 13 章 税関の監督（第 232 条ないし第 251 条）
    - 第 1 節 税関の監督を実施する際に行う照合検査及び検査（第 252 条ないし第 258 条）
    - 第 2 節 税関の監督の追加条件（第 259 条ないし第 261 条）
    - 第 3 節 知的財産権にかかわる物品の税関国境の通過（第 262 条ないし第 264 条）



第 5 部 税関機構

第 14 章 税関機構（第 265 条ないし第 287 条）

第 1 節 情報システム及び情報技術の税関業務における利用（第 288 条及び第 289 条）

第 6 部 責任

第 15 章 税関法令違反者に対し負わせるべき責任（第 290 条ないし第 299 条）

添付法令資料 4 :

司法行政機関に関する 2012 年 5 月 22 日付モンゴル国法律（目次）  
2014 年 1 月 1 日施行 2012 年最終改正

第 1 章 一般原則（第 1 条ないし第 4 条）

第 2 章 総評議会の特定期限志向義務及び権限（第 5 条ないし第 12 条）

第 3 章 総評議会の構成員及び構造（第 13 条ないし第 19 条）

第 4 章 裁判所の行政機構（第 20 条ないし第 24 条）

第 5 章 司法行政機関の職員の法的地位（第 25 条ないし第 33 条）

第 6 章 その他の規定（第 34 条）

添付法令資料 5 :

銀行及び銀行活動に関するウクライナ法律 (目次)  
2000 年 12 月 7 日付 No.2121-III 2012 年最終改正

- 第 1 部 総則
  - 第 1 章 通則 (第 1 条ないし第 13 条)
- 第 2 部 銀行の設立、国家登記、業務ライセンス及び組織再編
  - 第 2 章 銀行の設立 (第 14 条ないし第 16 条)
  - 第 3 章 銀行の国家登記及びライセンス (第 17 条ないし第 22 条)
  - 第 4 章 銀行の独立下位部門 (第 23 条ないし第 25 条)
  - 第 5 章 銀行の組織再編 (第 26 条ないし第 29 条)
- 第 3 部 資本、管理及び銀行業務に対する要件
  - 第 6 章 銀行の資本、基金及び引当金 (第 30 条ないし第 36 条)
  - 第 7 章 銀行の管理 (第 37 条ないし第 46 条)
  - 第 8 章 銀行の業務に対する要件 (第 47 条ないし第 54 条)
  - 第 9 章 銀行と顧客との関係 (第 55 条ないし第 59 条)
  - 第 10 章 銀行の秘密及び情報の秘密保持 (第 60 条ないし第 62 条)
  - 第 11 章 犯罪的方法により取得した所得の適法化 (ロンダリング) の予防及び阻止 (第 63 条ないし第 65 条)
- 第 4 部 銀行業務の規制及び銀行の監督
  - 第 12 章 銀行業務の規制及び銀行の監督に係るウクライナ国立銀行の権限 (第 66 条及び第 67 条)
  - 第 13 章 会計記帳、報告及び会計監査 (第 68 条ないし第 70 条)
  - 第 14 章 銀行の検査 (第 71 条ないし第 74 条)
- 第 5 部 問題があり、及び支払不能の銀行並びに銀行の清算
  - 第 15 章 銀行を問題があり、及び支払不能であると分類する基準 (第 75 条及び第 76 条)
  - 第 16 章 銀行の清算 (第 77 条及び第 78 条)
- 第 6 部 ウクライナ国立銀行の決定に対する不服申立て (第 79 条)
- 第 7 部 終則

添付法令資料 6 :

Republic of South Africa  
Financial Markets Act, 2012 (Act No. 19 of 2012)  
Came into operation on June 3, 2013

Arrangement of Sections

Chapter I	Preliminary Provisions (sections 1 to 4)
Chapter II	Regulation and Supervision of Financial Markets (sections 5 and 6)
Chapter III	Exchanges (sections 7 to 25)
Chapter IV	Custody and Administration of Securities (sections 26 to 46)
Chapter V	Clearing House (sections 47 to 53)
Chapter VI	Trade Repositories (sections 54 to 58)
Chapter VII	General Provisions Applicable to Market Infrastructures (sections 59 to 73)
Chapter VIII	Code of Conduct (sections 74 and 75)
Chapter IX	Provisions Relating to Nominees (section 76)
Chapter X	Market Abuse (sections 77 to 88)
Chapter XI	Auditing (sections 89 to 93)
Chapter XII	General Provisions (sections 94 to 112)